

平成 29 年 8 月 20 日(日)

(第 45 号)

ワンネット通信
NPO ワンストップリーガルネット

発信者 理事長 大内田 治男
E-mail ouchidaoffice@kce.biglobe.ne.jp
電話 0942-39-0926 FAX 0942-31-5336

「家族信託（民事信託）の活用」

会員 佐藤 賢太

福岡県行政書士会博多支部の佐藤賢太と申します。平成 26 年 4 月に行政書士登録をして開業しました。

開業前より相続の問題を扱っていかうと考えており、たまたま出席した「民事信託」のセミナーで信託という契約、活用場面、使い方を知りました。特に家族間での信託は、遺言や成年後見制度ではカバー出来ない財産の承継や管理の手法として非常に有効であることを理解しました。

平成 16 年の信託法・信託業法の改正により、今まで信託業法に縛られていた免許制の業としての受託を規制緩和し、反復継続性が無ければ個人としても受託が出来るようになりました。感覚的には宅建業法の縛りのような感じで、個人が自分の所有する不動産を売却するときに反復継続性が無ければ宅建業の免許が必要ないのと同じです。

一例として簡単に信託を説明しますと、財産を所有する本人が、自分の老後の生活資金や生活資金と別の運用財産の管理、特定の財産の承継を目的として信頼できる長男と信託契約を締結します。長男は信託契約に基づき受託者という地位に就任し、信託（拋出）された財産の管理、契約によっては処分を、長男の名義によって行うことが出来るようになります。信託設定以降の不動産登記や預金払出、運用指示の本人確認が受託者の長男となるため、親である本人が認知症になっても、信託契約を結んでおいた財産の凍結を防ぐことが出来ます。誰も住まなくなる自宅の売却による介護資金の捻出が、本人の判断能力が無くなった後も、長男の判断で出来るようになります。また、本人が亡くなった際には、遺言のように、信託された財産の承継者を指定出来ます。更には、遺言では不可能な 2 次相続時、3 次相続時における、その財産の承継者を指定することが出来ます。

信託契約は、一律的な成年後見制度に頼らない、家族関係に考慮した財産管理を可能にします。また、成年後見制度のようにすべての財産を対象とする必要がなく、契約により特定の財産のみを信託契約で、受託する者に管理権限を移すことが出来ます。生活のための年金は、成年後見制度による専門職後見人に管理をまかせ、余剰の財産は信託契約で長男による運用や相続税対策等を行えるようにするなど、併用することも出来ます。

後見制度が、個人単位の考え方をするため、家族単位での家計のあり方等が、現実の生活

単位にそぐわないことも多々あるように感じます。また、昨今、成年後見人の横領の問題を聞きます。

持論ですが、横領をした後見人が推定相続人なのか、裁判所が指定した第三者なのかにより、私は判断が変わると思います。お客様に信託を提案する際に、「受託する長男が使い込んだらどうしよう」と言われることがあります。私の答えは、信託とはお互いの信頼関係が根底に必要な契約であり、信じて託せないなら信託契約は薦めません。長男等が先々相続により取得する財産を、少し早く管理をするだけです。家族間の信託契約に監督機関は存在しませんが、第三者による監督人を付けることも可能です。しかし、横領があった際に被告として訴えるのは自分の息子（長男）になってしまいます。このことから心理的にも財産的にも許容できる幅は、それぞれの家族関係により大きく異なります。

信託は実に様々な使い方があり、財産の管理、有効活用、承継の場面で使うことが出来ます。地主や会社のオーナーの家督相続のような承継や、子供のいない夫婦の配偶者死亡時の2次相続における姻族ではなく血族に戻る承継、障害を持つお子様のための「親亡き後の子の問題」の解決、集団投資スキームとしての活用等があります。

家族間の幸せな承継を、信託を使い提案していきたいと考えています。

最後になりますが、「幸」と書いて「みゆき」と読みます。みゆき法務事務所は「皆様に、幸せな解決を提案する事務所」という意味でつけました。

ワンストップリーガルネットが認定NPO法人に

理事長 大内田 治男

昨年9月頃、NPOに詳しい古賀信夫理事に「ワンネットが認定NPO法人を取得することは可能だろうか」と問いかけると「許可が下りるのではないかと返事が返ってきました。「それではトライしてみよう」と申請を古賀理事に依頼。受理されたのが29年2月3日でした。

認定の基準は、次の要件をクリアすることです。

- 1、パブリック・サポート・テスト（一般市民に支援されている度合いを計る）に適合すること。ワンネットは、実績判定期間における経常収入金額のうちに寄付金等収入金額の割合が5分の1以上であること（相対基準値）
- 2、事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満であること
- 3、運営組織及び経理が適切であること
- 4、事業活動の内容が適正であること
- 5、情報公開を適切に行っていること
- 6、事業報告書等を所轄庁に提出していること

- 7、法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと
- 8、設立の日から 1 年を超える期間が経過していること

上記の要件を踏まえて、4 月 27 日、28 日の予定で福岡県 NPO・ボランティアセンターから、実地調査のため 3 人の職員が事務局を来訪され、ワンネット側から 4 人(大内田、栗林、古賀信夫、平野の各役員)が対応しました。詳細な調査でしたが、栗林事務局長の適確な事務処理、平野監事の親切な会計指導、古賀信夫理事の前向きな取り組みが功を奏し、28 日の調査を繰り上げてくれました。その後、2 回来訪されましたが、ワンネット全会員の前向きな総意が感じられたようで、終始、紳士的、かつ好意的な対応でした。

8 月 1 日付で福岡県知事からの「認定特定非営利活動法人として認定した旨の通知書」が授与されました。交付日は、ワンネットの決算日であることを考慮してくれた結果です。認定通知書の授与式には、杉野、平野、佐藤の各会員の出席をいただきました。同センターの情報誌掲載のため約 1 時間近くのインタビューもあり、記憶に残る有意義な楽しいひとときでした。

事務上の手続きは複雑さに加え煩雑さを増しますが、ワンネットの社会的活動に広がり期待されます。認定の有効期間は平成 34 年 7 月 31 日の 5 年間ですが、その後もこの認定期間が継続できるよう、みなさんで頑張っていきましょう。

●入会者の紹介

29 年 8 月 1 日付で脇田 秀喜さん（IT 技術者、6 次産業化プロデューサー）が賛助会員としてワンネットに入会されました。心から歓迎し、ご紹介します。

ワンネットの会員数は 8 月 1 日現在で 40 人（正会員 36 人、賛助会員 4 人）となりました。

ワンネットのみなさま、お世話になります。8 月より新たに賛助会員として参加させていただくことになりました脇田秀喜と申します。以前、みんくるの運営に携わっていましたので、ご存知の方も多いと思います。現在は会社員（エンジニア）で搬送制御関係の仕事を行っています。

その私がワンネットに参加したのは、農や食に興味があり、農業に危機感さえ持っているためです。そのため、6 次産業化プロデューサー（食プロ）の認定も取得してみました。しかしそれだけでは何も進展しません。幸い、ワンネットでは農業問題に取り組みされており、自分も同じ方向を向いているのが理由で参加させていただきました。思うに、農業は経験だけでなく博学が要求され、とても面白くて成長産業ではないかとさえ思っています。このような考えから、ますます農業が発展していくことに助力できれば幸いです。現在は、農や食とは無関係の仕事に就いていますが、異職同源と思って活動していこうと思います。みなさま、よろしくお願ひします。

脇田 秀喜

〒839-0863 久留米市国分町 1314-10

Tel 0942-22-8566 E-mail wakita@cilsv.com

●寄付の報告

このほど、ワンネットに対し寄付がありましたので、みなさんに報告し、お礼を申し上げます。ワンネットへの寄付は、「暮らしの無料相談会」などをきっかけに仕事を受注したときなど、受け取った報酬のおおむね 1 割を自主的に会に寄付しようという会員間の申し合わせに基づくもの。または会員外の方から会を応援してもらうなどがあります。

(敬称略)

| 受取日 | 氏名 | 金額 (円) | 区分 | 内訳 |
|-----------------|-------|--------|----|----|
| 平成 29 年 8 月 1 日 | 板橋 幸治 | 8,000 | 現金 | 志 |

●平成 29 年 8 月の無料相談会

お盆を控えた慌ただしい時、また猛暑にもかかわらず、多数の相談者と相談員の参加者で、いつもどおり盛況でした。

8 月 9 日 (水) 10 時 30 分から 15 時「暮らしの無料相談会」、「成年後見センターみまもり処」を久留米市市民活動サポートセンター「みんくる」で開催しました。引き続きいての反省会は、森会員の司会で、目新しく難しい相談案件を各相談員から引出してもらい参考になりました。

相談員として、久留米公証役場の田村公証人と 17 人のワンネット会員 (大内田、森、神野、橋口、栗林、永田、松枝、佐藤、藤島、寺田、平野、古賀信、坂井、山浦、古賀隆、森部、田中) のみなさんでした。

相談に訪れた人は 21 人で、相談件数は 21 件。相談内容として、遺言・相続 5 件、成年後見 1 件、離婚 3 件、年金 1 件、その他 11 件 (駐車場のトラブル、^{いにようち} 困窮地問題、契約金額の違い、贈与税、相続税、不動産売却 2 件、国土調査の不備、田んぼの取水、慰謝料、損害賠償)。そのうち、継続相談は 5 件ありました。

次回の相談会は 9 月 13 日 (水) で、受け付け担当は山浦会員と古賀隆会員です。

8 月の公証業務相談は 8 月 16 日 (水) で、村上公証人と森部会員の担当でしたが、相談の申し込みがありませんでした。

公証業務相談の制度は、全国でも稀で大事にしたいものです。この制度を活かすことはワンネットにも大きなメリットであり、誇らしいことです。次回の公証業務相談は 9 月 20 日 (水) で田村公証人と板橋会員の担当です。よろしくお願ひします。

●「無料相談会」、28 年度後期分の集約

ワンネットの支柱事業「暮らしの無料相談会」の 28 年度後期（29 年 2 月～7 月）6 か月間が終わり、集約しました。

相談者は合計 169 人（前年同期 136 人）、相談件数は 150 件（前年同期 126 件）で、1 回平均 28.2 人の相談者が訪れ、相談件数は 1 回当たり 25.0 件。相談者・件数とも増え続けています。

内訳は、遺言・相続 57 件（前期 46 件）と相変わらず多く、離婚が 17 件（前期 18 件）。成年後見は 4 件（前期 5 件）、年金 2 件（前期 0 件）。特筆すべきは「その他」で 70 件（前期 57 件）と増加し続けていること。その中身は、不動産関連、交通事故、税はじめいろいろな相談が寄せられています。また、1 回限りでなく継続して相談に訪れるリピーターは 24 件（前期 25 件）と増加傾向です。

増加の要因は、何といたっても相談員の真摯な対応と、多彩な専門家が揃っていて相談の幅が広く市民の信頼を得ているといえます。

難問の案件を持って多くの相談者が訪れますが、これに対応するのが久留米公証役場の公証人とワンネット会員。後期 6 か月間の相談員総数は 128 人（前期 111 人）で、1 回平均 21.3 人がボランティアとして参加し、相談の受け皿となっています。この取り組みが市民に安心を与えているものです。

先日、後援を受けている久留米市と久留米市社会福祉協議会に事業報告書を提出し、今後のさらなる支援を要請しました。

平成28年度後期「暮らしの無料相談会」内容別集計表

特定非営利活動法人 ワンストップリーガルネット

| 実施日 | 曜日 | 相談員数 | 相談者数 | 相談件数 | 遺言・相続 | 離婚 | 成年後見 | 年金 | その他 | その他の内容 |
|--------|----|------|------|-----------|-------|-----|------|-----|------|---|
| 2月8日 | 水 | 15 | 23 | 21(4) | 11 | 3 | | | 7 | ・相続税5件 ・パワハラ ・筆界 |
| 3月8日 | 水 | 22 | 26 | 26(4) | 9 | 4 | 1 | 1 | 11 | ・不動産売買3件 ・金銭問題2件 ・借家問題2件 ・保証人 ・決算関係 ・境界トラブル ・建物の解体 |
| 4月12日 | 水 | 22 | 29 | 23(6) | 11 | 4 | 3 | | 5 | ・工事現場での車両接触 ・定期預金の解約 ・離婚後の退職金 ・給与からの扶養外し ・交通事故 |
| 5月10日 | 水 | 20 | 23 | 18(3) | 7 | 2 | | 1 | 8 | ・判決の不履行 ・土地の名義変更 ・土地の使用損害 ・調停に臨んで ・固定資産税について ・保証人 ・不動産経営 ・近隣問題 |
| 6月14日 | 水 | 22 | 41 | 36(4) | 13 | 2 | | | 21 | ・所有権移転2件 ・隣人の木の枝 ・土地の処分 3件 ・生前贈与3件 ・訴訟 ・仮差押え ・助成金の返還 ・遺言作成 ・訪問介護の経営権変更 ・借金返済2件 ・退職時のトラブル ・不動産の贈与 ・地蔵さんの問題 ・慰謝料 ・死後の葬式 |
| 7月12日 | 水 | 27 | 27 | 26(3) | 6 | 2 | | | 18 | ・兄嫁と縁を切りたい ・NPO活動の妨害 ・所有権の移転 ・生前贈与2件 ・交通事故 ・配偶者の特別控除 ・不動産売買 ・譲渡所得の特例 ・委託料 ・国際結婚 ・借地権 ・国税の申告 ・定期借地権 ・損害賠償2件 ・除草工事の違反 ・雇用傷害賠償 |
| 後期の合計 | | 128 | 169 | 150(24) | 57 | 17 | 4 | 2 | 70 | |
| 後期1回平均 | | 21.3 | 28.2 | 25.0(4.0) | 9.5 | 2.8 | 0.7 | 0.3 | 11.7 | |
| 1年間の合計 | | 239 | 305 | 276(49) | 103 | 35 | 9 | 2 | 127 | |
| 年間1回平均 | | 19.9 | 25.4 | 23.0(4.1) | 8.6 | 2.9 | 0.8 | 0.2 | 10.6 | |

* 相談員数には、公証人を含みます。相談件数のカッコ書きは継続相談件数で内数。

「認定」みんなで手に入れました。理事会・総会にご出席を。

平成 29 年 8 月 1 日、ワンネットが認定 N P O に認定されました。

これは、ひとえにワンネット立ち上げに参加したみなさま、今日を支えているみなさま、関係者・指導機関のみなさま、そして市民のみなさまのご支援によるものです。ありがとうございました。これからもよろしくお願いいたします。

ワンネットは 8 月 1 日、29 年度をスタートさせました。

そして、

8 月 25 日（金）16 時から「みんくる」で理事会、

9 月 7 日（木）16 時から「みんくる」で通常総会

を開催いたします。

会の目的を実現させるため、方向性を決める最高意思決定の役割の総会、そして業務執行の意思決定の役割の理事会です。この理事会には理事・監事のほか、一般の正会員・賛助会員の出席を歓迎いたします。表決には加われませんが、会運営について積極的な意見を期待するものです。是非、ご出席ください。

次回「ワンネット通信」は 9 月 24 日（日）の発行を予定しています。
みなさまからのお気軽なご寄稿、ご意見・ご感想をお待ちしております。